

BTMU CHINA WEEKLY



■ トピックス

- ・中国人民銀行・利下げを発表

■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

- ・10月の70大中都市住宅価格 69都市で前月比下落

【貿易・投資】

- ・10月の対内直接投資額 前年同月比+1.3% 1-10月では前年同期比▲1.2%

【金融・為替】

- ・10月の人民元新規貸出は 5,483 億元 前月比 3,089 億元減
- ・10月の外国為替資金残高 2ヶ月連続で増加

■ 人民元レビュー

- ・来週は現水準での動意に乏しい展開を予想

■ EXPERT VIEW

- ・反独占法に関する知的財産権ガイドライン



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

トピックス

中国人民銀行・利下げを発表

中国人民銀行(中央銀行。以下 PBOC)は 2014 年 11 月 21 日、同行 HP 上で人民元預金・貸出基準金利の引下げ、並びに人民元預金上限金利の引上げを発表した。

1. 発表内容

(1) 人民元預金・貸出基準金利引下げ

(単位;%)

	変更前		変更後		変更幅
1. 預金金利					
	(1) 流動性預金	0.35		0.35	不変
	(2) 定期預金				
	3ヶ月	2.60	3ヶ月	2.35	-0.25
	6ヶ月	2.80	6ヶ月	2.55	-0.25
	1年	3.00	1年	2.75	-0.25
	2年	3.75	2年	3.35	-0.40
	3年	4.25	3年	4.00	-0.25
	5年	4.75	5年	未発表	-
2. 貸出金利					
6ヶ月以内		5.60	1年以内	5.60	不変
6ヶ月超1年以内		6.00			-0.40
1年超3年以内		6.15	1年超5年以内	6.00	-0.15
3年超5年以内		6.40			-0.40
5年超		6.55	5年超	6.15	-0.40

(2) 預金上限金利 : 基準金利の 110%から 120%へ引上げ

(3) 実施日 : 2014 年 11 月 22 日

2. 利下げの背景

今回の利下げは 2012 年 7 月以来、2 年 4 ヶ月振りの利下げである。先月発表された 7-9 月期の実質 GDP 成長率が前年同期比+7.3%と、4-6 月期の同+7.5%から更に低下、2014 年度政府目標の 7.5%前後の成長速度も下回ってきており、不動産市況の悪化をはじめ景況感はやや厳しい状況が継続している。財政・金融の政策支援を期待する声もある中、PBOCはこれまでのところ一部金融機関の預金準備率引下げや、特定金融機関への資金供給など小刻み且つ対象を絞った金融緩和を行うと共に、大規模な金融緩和には消極的な姿勢を示していたこともあり、このタイミングでの利下げはやや意外感を伴う。

一方、昨年 7 月に PBOC は貸出金利の下限を撤廃していたにもかかわらず、貸出金利の高止まりが見られたことから、特に中小企業の資金調達コスト低減という課題解決へ向け、基準金利引下げによる誘導効果を狙った背景もあろう。また、足許のインフレ率が政府目標を大幅に下回る水準で低位安定していることも、景気下支えの為に早期利下げ実施を後押ししたもののと思われる。

CHINA WEEKLY

今回の利下げの特徴として、①貸出基準金利の引下げ幅が前回 2012 年 6 月 (1 年物基準金利▲0.25%)、7 月 (同▲0.31%)と比較して大きいこと ②貸出金利の引下げ幅が預金金利の引下げ幅より大きいこと、が挙げられる。今月初の PBOC による金融政策執行報告 (四半期毎発表) では、穏健な金融政策方針を維持する旨が示されていたが、19 日に開催された国務院 (内閣) 常務会議においては預貸率規制の柔軟化の可能性を探ることや株式上場基準要件緩和などの方針が示され、企業の資金調達コスト低下を促進したいとの思惑が窺えた。①については斯かる事情を背景とし、また②については預金金利の引下げ幅を抑えることで、消費・内需促進に水を差すことを回避したい狙いもあるものと思われる。PBOC は今回利下げと同時に預金上限金利を引き上げたが、上限一杯の預金金利を適用し続けた場合、今回の利下げ前後で殆ど預金金利は変わらず、木目細かな政策運営を垣間見ることができる。

更に今回は貸出基準金利の期間分類を従来の 5 期間から 3 期間へ減らしているが、この変更に関しては預金上限金利の引き上げと共に、金利市場化改革の観点から、預金や貸出金利の決定に際し、金融機関の裁量余地を一段と増やし、より市場原理に基づいた金利の市場化・自由化を意図したものであることが、PBOC の発表内容から知ることが出来る。今回の利下げが貨幣政策の転換を意味するものではなく、目下の経済情勢全般を踏まえた穏健且つ中立的な金融政策の一環である点もまた PBOC は強調しており、引き続き経済情勢を踏まえたミクロ・マクロ両面からの丁寧な政策運営が継続するものと思われる。

以上

作成 : 三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 環球金融市場部 021-6888-1666 ex) 2910~2918

当資料は相場情報の提供を唯一の目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなされるようお願い致します。当資料は信頼できる情報に基づき作成したのですが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を暗示するものではありません。当資料は執筆者の見解に基づき作成されたものであり、弊社の統一された見解ではありません。当資料は使用することにより生ずるいかなる種類の損失についても弊社は責任を負いません。尚、当資料の無断複製、複写、転送はご遠慮下さい。当方の都合で、本レポートの全部または一部を予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。

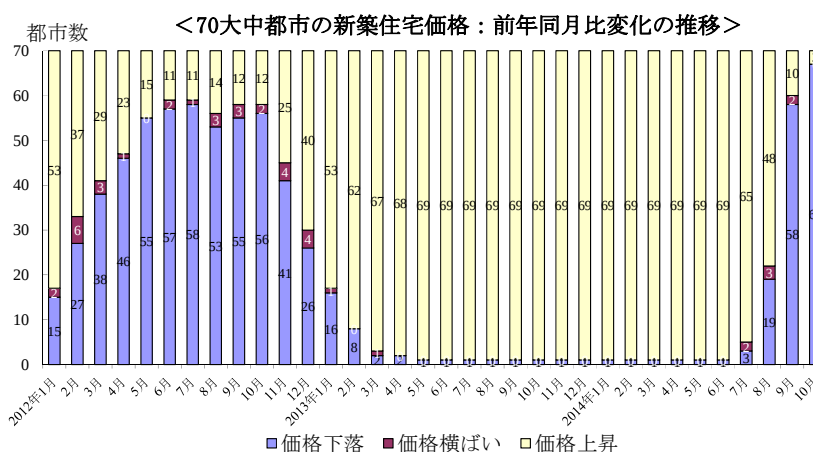
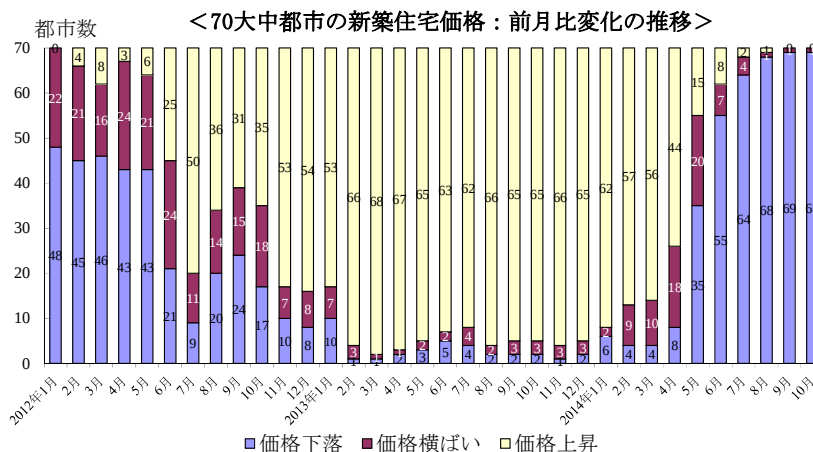
CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆10月の70大都市住宅価格 69都市で前月比下落

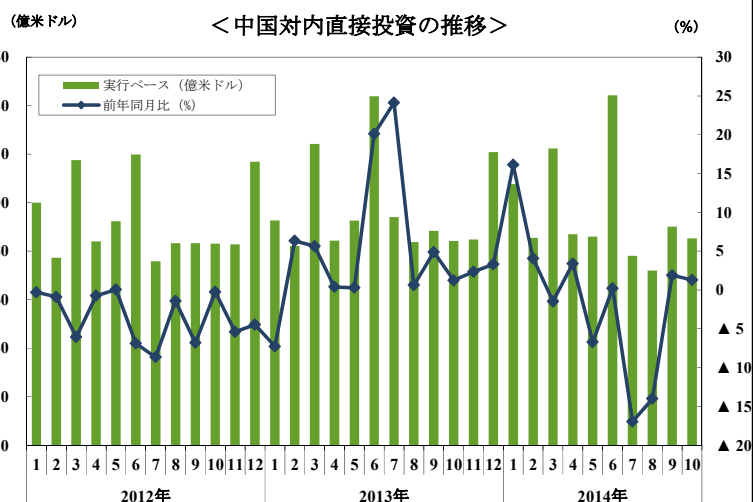
国家統計局は18日、10月の70大都市の不動産価格指数を発表した。新築商品住宅価格については、前月比下落した都市数は前月と同じく69都市となり、うち、青島市(山東省)、南充市(四川省)が共に前月比▲1.5%と、下落幅が最も大きかった。対前年同月比で価格が下落した都市数は前月の58都市から67都市に増加し、4ヶ月連続の増加となった。うち、杭州市(浙江省)が前年同月比▲9.1%と、下落幅が最も大きい都市となった。また、中古住宅価格については、前月比下落した都市数は前月の70都市から64都市に減少、対前年同月比では下落した都市数が前月の52都市から65都市に増加した。一方、70都市平均の住宅価格の前月比下落幅は、新築商品住宅で前月より▲0.3ポイント、中古住宅で前月より▲0.1ポイントといずれも下落幅が縮小しており、同局は住宅購入規制の緩和、不動産業者の在庫消化の為に販売強化等を受け、一部の消費者が住宅購入に踏み切ったものと見ている。



【貿易・投資】

◆10月の対内直接投資額 前年同月比+1.3% 1-10月では前年同期比▲1.2%

商務部の18日の記者会見によると、10月の新規設立の外資企業数は前年同月比+8.7%の1,992社、対内直接投資額(実行ベース)は同+1.3%の85.3億米ドルとなり、2ヶ月連続でプラスとなった。一方、1-10月の累計では、外資企業数は前年同期比+5.8%の19,239社、対内直接投資額は同▲1.2%の958.8億米ドルとなった。1-10月の累計を国・地域別で見ると、日本からは前年同期比▲42.9%の36.9億米ドルと、1-9月の同▲43.0%と減少幅はほぼ横ばいであった。また、米国からは同▲23.8%の23.2億米ドル、EUからは同▲16.2%の53.8億米ドル、ASEANからは同▲15.2%の54.1億米ドルと何れも伸び率がマイナスになったのに対し、韓国からは同+26.4%の32.9億米ドル、英国からは同+32.4%の11.8億米ドルとなった。同部は日本、米国等からの直接投資が減少したのは主に製造業と指摘。中国の製造業は現在生産能力過剰による構造調整に迫られているため、今後の投資はサービス業とハイエンド製造業に向かうであろうと強調した。なお、同時に発表された10月の対外直接投資額は前年同月比▲12.2%の69.2億米ドルと伸び幅は再びマイナスに転じた。



CHINA WEEKLY

【金融・為替】

◆10月の人民元新規貸出は5,483億元 前月比3,089億元減

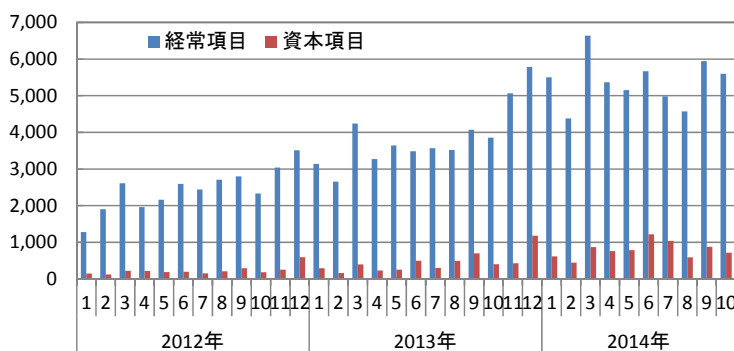
中国人民銀行の14日の発表によると、10月の人民元新規貸出額は5,483億元と、前年同月比では+423億元、前月比では▲3,089億元となった。10月の社会融資総量^(※)は6,627億元と、前年同月比▲2,018億元、前月比▲3,873億元となった。10月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+12.6%の119兆9,200億元となり、伸び率は9月末の同+12.9%より0.3ポイント低下した。同時に発表した10月のクロスボーダー人民元決済額については、経常項目は5,598億元、うち、貨物貿易が5,112億元、サービス貿易が486億元、資本項目は721億元、うち、対内直接投資が613億元、対外直接投資が108億元となった。

※：社会融資総量＝人民元貸出＋外貨貸出＋委託貸出＋信託貸出＋銀行引受手形＋企業債券＋非金融企業株式融資＋保険会社賠償＋投資用不動産＋その他

◆10月の外国為替資金残高 2ヶ月連続で増加

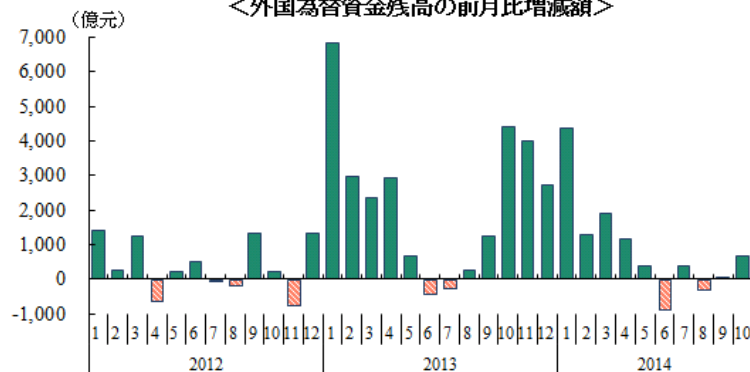
中国人民銀行の17日の発表によると、10月末の外国為替資金残高は前月より660.8億元増加の29兆5,252億元となった。9月(同11.4億元増)に続き、2ヶ月連続で増加し、増加額は過去半年で最高となった。同残高は中国で人民元に両替された外貨量を示し、残高の増加は海外からの資金流入量の増加を表す。10月の外国為替資金残高の増加について、貿易黒字の拡大、人民元高の他、年末要因から保有外貨を人民元に両替する意欲が高まったことによるものと見られる。今後は、国内金利水準の低下や対外投資の促進、米国の量的緩和策の終了等の影響で、これまでの一方的な資金流入の傾向から、資金流入と流出の双方が起る可能性が高まっていくと見られている。

(億元) <人民元建クロスボーダー決済額の推移>



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

<外国為替資金残高の前月比増減額>



(出所) 中国人民銀行「Summary of Sources And Uses of Credit Funds of Financial Institutions(RMB)」を基に作成

CHINA WEEKLY

人民元レビュー

◆来週は現水準での動意に乏しい展開を予想

今週の人民元は 6.12 台後半で寄り付いた後、週央にかけて 6.11 台後半へ小幅高となった。だが、同水準では上値重く、6.12 台へ反落。本稿執筆時点では 6.12 挟みの推移となっている。

10 月新築住宅販売価格の主要 70 都市の平均値は前月比▲0.8%と減少幅は小幅に縮小したが、依然として低下傾向にあることが確認された。また、11 月の HSBC 製造業 PMI 速報値 (50.0) は新規受注が改善した一方、生産は景気の分岐である 50 を割り込み 6 ヶ月ぶりの低水準に落ち込んだ。10 月の経済指標は冴えないものが多かったが、11 月も景況感が改善していないことが示された格好だ。HSBC 製造業 PMI と実際の経済指標の相関は強くないが、仮に 11 月以降も 10 月と同水準の成長が続くと、第 4 四半期 GDP 成長率は第 3 四半期から更に低下する可能性が高い。国務院は 19 日に銀行の貸出規制の緩和方針を発表しているが、年間成長目標である「7.5%前後」の達成に向けた政府や中銀による施策が急務な状況と言えるだろう。

冴えない経済指標の発表が相次いでおり、当局も急激な元高を望まないと見られることから、目先人民元の上昇は抑制される可能性が高い。ただ、貿易黒字の拡大傾向が続くなど元高圧力は根強く、足許でも基準値比元高での推移が続いている。その為、来週の人民元は現水準を中心としたレンジ推移を予想する。

なお、17 日に上海・香港証券取引所による株式市場の相互開放が開始され、取次ぎにより相互の株式売買が可能となった。香港の投資家による A 株売買 (国内投資家向けに発行している株式) の一日限度額は 130 億元とされている。初日の 17 日こそ午前中に限度額に達するなど活況であったが、翌日以降は大幅に減少しており、事前の期待ほどの盛り上がりにはならなかった。

(11 月 21 日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	前日比
2014.11.17	6.1285	6.1239~6.1289	6.1241	-0.0066	5.2717	0.0026	0.78969	-0.0008	7.6695	0.0326	3.1000	2591.79	-4.39
2014.11.18	6.1238	6.1186~6.1244	6.1213	-0.0028	5.2431	-0.0286	0.78934	-0.0003	7.6423	-0.0272	3.1000	2573.31	-18.48
2014.11.19	6.1175	6.1167~6.1221	6.1198	-0.0015	5.2160	-0.0271	0.78919	-0.0002	7.6776	0.0353	3.2000	2566.59	-6.72
2014.11.20	6.1214	6.1214~6.1259	6.1245	0.0047	5.1685	-0.0475	0.78957	0.0004	7.6951	0.0175	3.2800	2568.10	1.51
2014.11.21	6.1195	6.1191~6.1258	6.1249	0.0004	5.2029	0.0344	0.78977	0.0002	7.6778	-0.0173	4.2000	2604.28	36.18

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

反独占法に関する知的財産権ガイドライン

反独占法は、特許権の実施許諾等、知的財産権取引についても適用されます。ただし、知的財産権は、その本質的属性として権利者が技術的財産に対して絶対権・独占権を有し、その権利行使に制限を設けない、即ち、権利者による制限的取引に対しても規制を及ぼさないことが技術の発展に資し、技術市場における望ましい競争を実現するという側面を有しています。他方で、独占禁止規範は、事業者による不当な競争排除・制限行為を禁止するという本質を有しているため、両者の法目的は時として衝突することになります。本稿では、中国で本年公表された知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止に関する規範のパブリックコメント稿に示された上記の衝突の調整規範を概観してみたいと思います。

Q: 中国でも、日本の公正取引委員会が作成したような特許・ノウハウライセンスに関する独占禁止法のガイドラインが公表されたと聞いたのですが、どのような内容のガイドラインが設けられたのでしょうか？

A: 中国では、現在までのところ、日本の公正取引委員会が定めた「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」に該当するような規範は正式に公布・施行されていません。ご質問で取り上げられているガイドラインは、国家工商行政管理総局が2014年6月11日に公表した「工商行政管理機関の知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止に関する規定」(意見聴取稿)(以下「パブリックコメント規定」といいます。)、いわゆる広く意見を聴取するためのパブリックコメントに付された制定中の規定を指しているものと推測されます。以下、パブリックコメント規定の起草経緯及び内容を概観します。

1、パブリックコメント規定の起草経緯等

反独占法第55条は、「事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定により知的財産権を行使する行為については、この法律を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用し、競争行為を排除し、制限する場合には、この法律を適用する。」と規定しています。知的財産権は、特許法等の知的財産権法規によりその権利者が法的保護を受けます。こうした法的保護制度は、事業者の研究開発に対する意識・意欲を高め、新たな技術を生み出し、これを利用することにより技術の向上を果たし、結果としてより高度な技術をもって競争を促進するという面を有しています。他方で、知的財産権は、その法的保護制度の下、技術を利用する事業者に対して、その研究開発活動、生産活動及び販売活動等を制限する機能を有しており、一定の技術関連市場に競争制限効果を生じさせることになります。

国家工商行政管理総局は、「知的財産権分野の反独占に係る法執行に関するガイドライン」(意見聴取稿)を2012年末に公表して意見を聴取するとともに、パブリックコメント規定の起草作業を開始したようです。パブリックコメント規定の公表までの間に、外国の法制やガイドラインの収集分析、主要な知的財産集約型企業への聞き取り調査や専門家検討会の実施、政府内部の各部門の意見聴取等を行ってきたようです。更に2013年3月以降、パブリックコメント規定の基となった初歩稿を各レベルの政府機関や司法機関、企業、更には、外資の商工会や弁護士協会等にも配布し、広く意見を求めました。パブリックコメント規定は、こうした手続を経て公表された、中国における一般的な立法過程に照らすと、かなり進んだ段階の規範草案といえそうです。おそらく、現在のパブリックコメントの手続を経て、一定の修正がなされ、近時に、これが公布・施行されることになると推測されます。

2、パブリックコメント規定の概要

では、パブリックコメント規定は、知的財産権にかかわる取引について、どのような取引、行為を反独占法違反となる、又はその疑いのある取引、行為と規定しているか、その概要を見てみたいと思います。

CHINA WEEKLY

(1) 関連市場について

パブリックコメント規定第3条第3項は、知的財産権にかかわる取引についてもその関連市場の画定は、反独占法等により行うものとし、その画定に際して知的財産権や創作新規性等の要素の影響を考慮することを規定しています。関連市場には、技術市場及び特定の知的財産権を含む製品市場を含みます。

(2) 知的財産権行使過程のカルテルについて

パブリックコメント規定第4条は、事業者間で知的財産権の行使を利用してなされる反独占法第13条及び第14条が禁止するカルテルを一般的に禁じた上で、第5条において、次のような行為については、原則として、反独占法第13条第1項第(6)号及び第14条第(3)号が定める「国務院反独占法執行機関が認定したその他のカルテル」には該当しない(と認定することができる)と規定しています。

① 競争関係を有する事業者のその行為が影響を及ぼす関連市場における市場占有率の合計が20%を超えない場合又は関連市場における少なくとも4つ以上の合理的なコストをもって得ることができるその他の代替的な技術がある場合

② 事業者及び取引相手の関連市場における市場占有率が30%を超えない場合又は関連市場において少なくとも2つ以上の合理的なコストをもって得ることができるその他の代替的な技術がある場合

即ち、知的財産権行使取引については、上記の基準に達しない場合には、当該取引について具体的な競争効果を排除し、制限することを証明する証拠がなければ、基本的に反独占法に違反する取引とはならないこととなります。例えば、日本企業の中国企業に対する技術ライセンス契約については、契約当事者の当該技術(又は当該技術にかかわる製品)にかかわる関連市場において両者合わせて30%の市場占有率を有しない場合には、原則として反独占法により禁じられる取引には該当しないこととなります。

(3) 市場の支配的地位を有する事業者の権利濫用

パブリックコメント規定第6条は、市場の支配的地位を有する事業者がその知的財産権の行使の過程においてその市場の支配的地位を濫用して、競争を排除し、制限することを禁じています。市場の支配的地位の推定は、反独占法第18条及び第19条により認定又は推定され、事業者が知的財産権を有する事実も当該認定及び推定の一要素となるものの、その知的財産権の所有の事実のみをもって関連市場において支配的地位を有することは推定されないとされています。

上記を前提として、パブリックコメント規定は、市場の支配的地位を有する事業者の権利濫用行為として、知的財産権の行使の過程で正当な理由なく、次表のような行為をすることを制限(禁止)しています。

第8条	① 取引相手がこれとのみ取引を行うよう制限すること。 ② 取引相手がこれが指定する事業者とのみ取引を行うよう制限すること。 ③ 取引相手がその競争相手と取引を行わないよう制限すること。
第9条	① 知的財産権を許諾し、又は譲渡するに際し、取引相手の意思に反してこれにその他の知的財産権又はその他の商品、サービスの受入れを要求すること。 ② 抱合商品及び抱き合わされる商品がその性質及び取引慣習において、2つの独立した商品に属するとき。 ③ 抱合行為によりその抱合商品市場における当該事業者の支配的地位を抱き合わされる商品の市場の競争にまで広げ、その他の事業者の抱合商品又は抱き合わされる商品の市場の競争を排除し、制限すること。
第10条	① 取引相手にその改良した技術について独占的な許諾をさせることを要求すること。 ② 取引相手がその知的財産権の有効性について疑義を申し出ることを禁ずること。 ③ 取引相手が許諾合意期間が満了した後知的財産権を侵害しない状況で競争性を有する商品を製造し、使用し、若しくは販売すること、又は競争性を有する技術を研究開発し、使用することを制限すること。 ④ 取引相手が保護期間を満了し、又は無効と認定された知的財産権について継続して費用を支払うことを要求すること。 ⑤ 取引相手が第三者と取引を行うことを禁ずること。 ⑥ 取引相手にその他の不合理な制限条件の付加を要求すること。

CHINA WEEKLY

第 11 条	取引条件が同じ取引相手に対して差別待遇を実施すること。
第 12 条	① パテント・プール構成員がそのグループ外で独立した許諾者として特許を許諾することを制限すること。 ② パテント・プール構成員又は被許諾者が独立して、又は第三者と提携してパテント・プールの特許と競争関係にある技術を研究開発することを制限すること。 ③ 被許諾者が改良し、又は研究開発した技術を独占的にパテント・プール管理組織又は構成員に独占的に許諾させることを強制すること。 ④ 被許諾者がパテント・プールの特許の有効性について疑義を申し立てることを禁ずること。 ⑤ 条件が同じ構成員又は同一の関連市場の被許諾者について取引条件上差別的待遇を実施すること。
第 13 条	① その特許が関係標準に組み入れられる可能性があることを知っている場合において、故意に標準を制定する組織に対してその権利情報を開示せず、又はその権利を明確に放棄したが、その特許がある強制標準となった後に、当該標準の実施者にその特許権を主張すること。 ② その特許が標準に必要な特許となった後に、公平、合理及び不公平がないとの原則に違反して、その他の事業者が合理的な条件をもって当該特許を実施することを拒絶し、不公平な条件をもってその特許を許諾し、又はその特許の許諾の過程で抱合行為を実施すること。
第 14 条	① 他人に対して著作権の使用許諾をすることを拒絶すること。 ② 条件が同じ権利者又は被許諾者に対して差別待遇を実施すること。 ③ 被許諾者に不要な著作権許諾を受けることを強制すること。 ④ 権利者の著作権集団管理組織からの脱退を制限すること。
第 15 条	知的財産権の期限が既に満了し、若しくはこれが無効である場合において、又は他人が知的財産権の権利侵害を構成しないことについての十分な証拠を提供した場合において、権利侵害の警告書を発行し、関連市場における競争を排除し、制限すること。

例えば、日本企業の中国企業に対する技術ライセンス契約については、上記表に記載したような内容が約定される場合も少なくないのですが、上記の制限規範の適用は、市場の支配的地位を有する事業者に対するもので、この地位を有しない事業者に対するものではありません。その地位の推定は、反独占法第 19 条に規定されおり、①1 事業者の関連市場における市場占有率が 50% に達する、②2 事業者の関連市場における市場占有率合計が 2/3 に達する、③3 事業者の関連市場における市場占有率合計が 3/4 に達する場合にこの地位が推定されます。上記の基準に該当しない場合には、上記表の規制を全く受けないということではないものの、反独占法との関係では、市場の支配的地位を有する事業者の推定が及ぶかどうかで、その規範の適用関係が大きく異なる可能性があるため、まずは、この点を確認、検討することが重要です。

(4) パテント・プール規制等

パブリックコメント規定は、いわゆる①パテント・プール(2 以上の特許権者がある種の形式を通じて各自が有する特許について共同許諾を第三者に宛てる合意手配)を通じた競争を排除し、制限する行為の禁止(上記表中の第 12 条のコラムをご参照ください。)、②標準の制定及び実施を通じた競争を排除し、制限する行為の禁止(上記表中の第 13 条のコラムをご参照ください。))及び③著作権の集団管理組織を通じた競争を排除し、制限する行為の禁止(上記表中の第 14 条のコラムをご参照ください。))についても各々規定しています。

3、パブリックコメント規定の意義

パブリックコメント規定は、未だ正式な法規範として公布され、施行されたものではなく、それ自体に法的な意義があるものではないのですが、前記のように近時に同種の規範が公表・施行された場合には、これに示された各行為類型が、反独占法に違反する(又は違反しない)行為の基準となるので、その意義は実務的には重大です。

CHINA WEEKLY

日本における同種のガイドラインと比較すると、いわゆる水平的取引においては取引当事者の関連市場における市場占有率が要件とされ、垂直的取引については、「市場の支配的地位を有する事業者」であることが規制適用の前提として要求されている点が、全く異なる点となります。この地位を有しない事業者については、原則として、反独占法のカルテル規制の適用はないといえるのですが、例外的な状況があることに留意を要することはもちろん、上記はあくまで反独占法の禁止規範に反する取引（約定）ではないということであり、その他の法規への適合性について、「適法」という判断が得られるものではありません。

例えば、ノウハウライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーのノウハウを使用した製品の輸出販売を制限する約定を設けた場合には、その制限が不合理であれば「技術輸出入契約管理条例」第 29 条に違反するという法的効果が生じえ、結果として上記のような約定の法的効力を否定される（無効と判断される）可能性があることにも十分な留意が必要です（なお、同条項等に違反する約定の法的有効性については、以前の当論考において考察したので省略します。）。

以上

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 張 欣